資料1

福岡市障がい者等地域生活支援協議会

「相談支援部会」 企画案

提案者:福岡市障がい者基幹相談支援センター

1 設置目的

相談支援の目標として、障がい者(児)が地域で生活する住民の1人として地域に受け入れられ、障がいのない人と普通に顔を合わせ、日常会話を交わすことができるように、さらにそうした近隣住民との関係が定着することによって、地域における災害時の救援にもつながるように、地域づくりを進めることが必要である。また現在の福岡市の相談支援体制は、障がい種別、児・者別に分けられ、障がい者基幹相談支援センター、各区の知的・精神障がい者相談支援センターと生活支援相談室、療育センター、指定特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所がそれぞれ対応しており、対象とする障がい種別や、対象年齢、役割が整理されておらず、相談者にとって分かりづらいものとなっており、それぞれの役割を明確にすることが必要である。

以上のことから,新たな相談支援体制の構築にむけて,現在の相談支援体制の見直しについて協議する ことを目的とし,専門部会を設置するもの。

2 名称

本部会の名称は「相談支援部会」と称する。

3 協議内容

本部会は、その目的を達する為、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1)地域と障がい者(児)をつなぐ地域福祉の基盤づくりの担い手となる相談支援体制づくりに関すること
- (2) 全障がいの相談支援を一元化し、児・者一貫した相談支援体制づくりに関すること
- (3) 特定相談支援事業所(障がい児相談支援事業所)と、相談支援センター、生活支援相談室、基幹相談支援センターの役割に関すること
- (4) 前号に掲げるもののほか、目的を達成する為に必要な事項に関すること

4 事務局

本部会の事務局を、福岡市障がい者基幹相談支援センターに置く。

5 部会委員

- ・知的障がい者相談支援センター 2名
- ・精神障がい者相談支援センター 2名
- ·生活支援相談室担当課長 1名
- ・機能強化専門員 1名
- ·指定特定相談支援事業所 1名
- •福岡市社会福祉協議会地域福祉部 1名
- ・基幹相談支援センター 1名 計9名

6 スケジュール

平成27年4月~6月に計6回程度開催し、平成27年度第1回の協議会に報告書(案)を提出する。